

平成20年度健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。その法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。）及び公営企業（水道・下水道事業など）の経営状況を示す指標（※以下「資金不足比率」と表します。）が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成20年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおりです。いずれも早期健全化基準（※用語解説を参照）を下回り、健全な状況であると判断できます。しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいきたいと考えています。

【健全化判断比率】

| 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|---------|--------|
| ①実質赤字比率 | — | 14.61% |
| ②連結実質赤字比率 | — | 19.61% |
| ③実質公債費比率 | 10.9% | 25.0% |
| ④将来負担比率 | 146.5% | 350.0% |

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

【資金不足比率】

| 会計区分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------------|--------|---------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0% | ※資金不足なし |
| 公共下水道事業特別会計 | — | 20.0% | ※資金不足なし |
| 土地区画整理事業特別会計 | — | 20.0% | ※資金不足なし |

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

【用語解説】

| | |
|----------|--|
| 早期健全化基準 | 基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。 |
| 財政再生基準 | 基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。 |
| 経営健全化基準 | 基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。 |
| 実質赤字比率 | 地方公共団体の一般会計等の赤字額の（※）標準財政規模に対する比率です。 |
| 連結実質赤字比率 | 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。 |
| 実質公債費比率 | 一般会計が負担する借入金の返済額の標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。 |
| 将来負担比率 | 現時点での借入金の残高をはじめ退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の※標準財政規模に対する比率です。 |
| 資金不足比率 | 公営企業会計の資金不足額の事業規模（営業収入）に対する比率です。 |
| ※標準財政規模 | 地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。 |

○この記事に関する情報は、町ホームページでも公表しておりますので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図なども掲載しています。

〔資料の場所：西原町トップページ（<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>）→まちの紹介→町の概要→財政事情（予算等）→平成20年度健全化判断比率等の公表〕

【お問合せ】 財政課 財政係 ☎ 945-5029

北那覇税務署からののお知らせ

～ 年末調整説明会のお知らせ ～



下記の日程で年末調整説明会を開催します。

| 開催年月日 | 会場 | 時間 | 対象地域 |
|----------|--------------------|-------------|---------|
| 11月9日(月) | 沖縄コンベンションセンター(劇場棟) | 10:00～12:30 | 浦添市、西原町 |

(注) 1 ご出席の際は、「出席票」・「年末調整のしかた」等の関係書類をご持参ください。

2 関係用紙の不足については、出席票に必要部数をご記入の上、説明会会場にてお受け取りください。

～ 「税を考える週間」 テーマ「IT化・国際化と税」～

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

「税を考える週間」期間中は、主に次のような広報・広聴活動を行います。

1. 国税庁ホームページの活用
2. ITを活用した広報（電子メール、動画、YouTubeなど）
3. テレビ・ラジオを活用した広報
4. 講演会及び説明会等
5. 国税モニター座談会

是非この機会に「税」について考えてみてはいかがでしょうか？



【お問い合わせ】 北那覇税務署 ☎ 877-1324

固定資産についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。

◎土地の地目・用途などの利用状況を変更した場合

宅地や原野等を畑や資材置場等に利用状況を変更したとき、または店舗、工場、事務所等を住宅等に用途を変更したときは、税務課まで届出してください。

※現地調査等で土地の利用状況が変更されている場合は、届出がなくても地目・用途等が変更されることがありますので、ご了承ください。

◎家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合

毎年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は翌年度より課税され、取り壊した場合は翌年度から課税がなくなります。例えば、1月2日に家屋を取り壊しても、翌年度までは課税されます。

また、家屋を新築・増築しても未登記の場合、取り壊しても届出をしていない、あるいは滅失登記をしていない場合は把握できない事がありますので、税務課まで届出してください。

◎償却資産を取得した場合

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいい、課税の対象となりますので、償却資産を取得した場合は、税務課まで届出してください。

【お問い合わせ】 西原町役場 税務課 資産税係 ☎ 945-4729(内線143・145・148)